

ウクライナ情勢及び日露関係並びに在中国日本大使館員の一時拘束事案に係る 日本政府の立場

1 ウクライナ情勢及び日露関係

今回のロシアによるウクライナ侵略は、力による一方的な現状変更の試みであり、国際秩序の根幹を揺るがす行為である。明白な国際法違反であり、断じて許容できず、厳しく非難する。今こそ、国際秩序の根幹を守り抜くため、結束して、毅然と行動しなければならない。我が国として、このことを示すべく、断固として行動していく。こうした暴挙には高い代償が伴うことを示していく。国際社会は、ロシアの侵略により、ロシアとの関係をこれまで通りにしていくことはもはやできないと考えている。我が国は、G7各国、国際社会と共に、ロシアに対して強い制裁措置をとっていく。

ロシアについては、両国間の最大の懸案である北方領土問題を解決して平和条約を締結するとの方針の下、これまで粘り強く交渉を進めてきた。しかし、今回のロシアによるウクライナ侵略に対しては、G7をはじめ国際社会と結束して、毅然と行動する必要がある。

北方領土問題に関する我が国の立場や、ご高齢になられた元島民の方々の思いに何とか応えたいという思いはいささかも変わらないが、今この時の状況に鑑みれば、平和条約交渉の展望について、申し上げられる状況にはないと考える。

ロシアが国際社会の非難を真摯に受け止め、侵略をやめて問題の外交的解決に向かい、我が国を含む国際社会との関係を正常なものに戻す日が早急に来ることを望む。

2 在中国日本大使館員の一時拘束事案

先般、北京において、在中国日本大使館員が、その意に反して中国側当局により一時拘束されるという事案が発生した。本件は、外交関係に関するウィーン条約の明白な違反であり、到底看過できず、断じて受入れられない。中国側に対し謝罪と再発防止を強く求めている。

以上